

保存版

洲本市自殺0（ゼロ）実現計画

～住みたい・行ってみたい・やさしい
生き心地の良いまちを目指して～

（概要版）



洲 本 市

計画の趣旨

日本の自殺者は、平成 10 年に急増し、3 万人前後の高水準で推移していました。平成 18 年の自殺対策基本法の成立以降、様々な取組の成果もあって平成 23 年以降はわずかに減少傾向にあります。しかし、国際的に見ても、その死亡率は高いもので、依然、深刻な状況にあります。本市においても、全国と同様に自殺者数は減少傾向にあるものの、未だ毎年約 10 人弱の方が自ら尊い命を落とされています。

平成 28 年、自殺対策基本法の改正する法律が施行され、その示す基本的な方向は変わらないものの自殺対策のより一層の推進と、より具体的・実効的な計画の必要性が謳われました。これを受け、本市においても、現在まで行ってきた取組の成果や地域の課題を踏まえ整理することで、今後 4 年間の自殺対策の方向性を示す「洲本市自殺 0（ゼロ）実現計画」を策定いたしました。

計画の期間

本計画の期間は、2019 年度（平成 31 年度）から 2022 年度までの 4 年間とします。

なお、国の自殺対策の指針を示した自殺総合大綱がおおむね 5 年に一度を目安として改訂されていますが、健康すもと 21 計画は 2013 年度から 10 か年計画で、2022 年度までの計画となっているため、それと同時に内容の見直しを行います。

計画の基本方針

（1）取組の基本方針

本市の取組の基本方針を以下の 4 つとし、自殺対策を総合的に展開します。

- ① 自殺は、様々な要因が重なり、「追い込まれた末の死」であることを共有し、市民一人ひとりの生きることの包括的な支援として、取り組みます。
- ② 自殺は、地域のこころの健康づくりの課題であるとの認識から、各ライフステージ別に取り組みます。
- ③ 自殺対策においては、実践的な取組と啓発を両輪で推進します。
- ④ 本市及び関係機関・民間団体等の施策の実施と連携により、協働して取り組みます。

（2）計画の数値目標と指標

本計画の数値目標を、以下のように定めます。

厚生労働省・人口動態統計による自殺
目標（2022 年）5 人

ゲートキーパーの人材育成
目標（2022 年）3,000 人

**自殺は防ぐことができるものである
と思う者の割合の増加**
中学生：目標（2022 年）80%
成人：目標（2022 年）70%

**自分のこころの不調のサインに気づいたとき、
自ら誰かに相談しようと思う者の割合の増加**
小中学生：目標（2022 年）80%
成人：目標（2022 年）80%

計画の体系

洲本市自殺0（ゼロ）実現に向けて、本計画の施策体系を次のように設定します。

将来像

基本施策

住みたい・行ってみたい・やさしい
生き心地の良いまち

(1) 地域におけるネットワークの強化

(2) 自殺対策を支える人材育成

(3) 住民への啓発と周知

(4) 生きることの促進要因への支援

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

計画の推進体制

(1) 計画の推進と進行管理

① 洲本市自殺対策推進本部

自殺対策を推進するため、市長を本部長とし、副市長、教育長、各部などの部長等で構成する「洲本市自殺対策推進本部」を核にして、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的・効果的な推進に努めます。

② 洲本市自殺0（ゼロ）実現推進委員会

医療・保健・生活・教育・労働・司法等の関係機関や民間団体等で構成する本委員会において「洲本市自殺0（ゼロ）実現計画」策定し、行政と住民等が共同で関係機関のネットワークの協力を得て、社会全体での取組を推進します。

③ 進行管理

本計画の取り組み状況や目標値については、事務局である健康増進課にて把握し、適切な進行管理に努めます。

施策の展開

各ライフステージの課題解決のための取組

乳児期・学童期・思春期	成人期	高齢期
<ul style="list-style-type: none"> ○母子包括支援センター【健康増進課】 ○養育支援ネット推進事業【健康増進課】 ○児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応及び児童への支援のための連携強化【子ども子育て課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○洲本市自殺0（ゼロ）実現推進委員会【健康増進課】 ○生活困窮者自立支援事業【福祉課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域共生社会づくりの推進【介護福祉課】 ○地域包括ケアシステムの推進【介護福祉課】
<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応及び児童への支援のための連携強化【子ども子育て課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○洲本市“誰でも”ゲートキーパー出前講座・研修【健康増進課】 ○会員向けハンドブックの配布【兵庫県司法書士会淡路支部】 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民向けメンタルヘルス研修【健康増進課】 ○家族介護支援事業【介護福祉課】
<ul style="list-style-type: none"> ○母子包括支援センター【健康増進課】 ○児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応及び児童への支援のための連携強化【子ども子育て課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発事業【健康増進課】 ○淡路精神保健福祉協議会【福祉課】 ○淡路障害者生活支援センター祭り【医療法人淡路障害者生活支援センター】 	<ul style="list-style-type: none"> ○生きがいがづくりの推進【介護福祉課】
<ul style="list-style-type: none"> ○産前・産後サポート事業（ままくらぶ）【健康増進課】 ○産後ケア事業【健康増進課】 ○発達支援相談【健康増進課】 ○外来療育相談【淡路心理学研究会】 ○教育相談【教育委員会学校教育課】 ○自殺予防教育【教育委員会学校教育課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○働き盛りヘルスアップ教室【健康増進課】 ○こころの相談【健康増進課】 ○ふれ愛まつり～洲本市健康福祉まつり&社協のつどい～【福祉課】 ○ピアサポーター相談【医療法人淡路障害者支援センター】 ○保護者向けゲートキーパー出前講座【健康増進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間高齢者の総合相談【介護福祉課】 ○脳いきいき相談（こころの相談）【介護福祉課】 ○各種介護サービス事業【介護福祉課】 ○総合相談事業「心配ごと（何でも）相談」【洲本市社会福祉協議会】 ○権利擁護デスク【洲本市社会福祉協議会】

（２）それぞれの主体が果たすべき役割について

市全体で自殺対策を総合的に推進するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが必要です。

- ① **市民の役割**：市民は、自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、認識や偏見をなくし、自らの心の不調や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対処することができるようにするなど、主体的に自殺対策に取り組みます。
- ② **企業・民間団体の役割**：企業は、雇用する労働者の心の健康の保持を図るよう努め、また、地域で活動する民間団体は、関連する分野で、役割を果たすことを認識し、積極的に自殺対策に参画します。
- ③ **市の役割**：地域の状況に応じた施策を策定し、市民一人ひとりの身近な行政主体として、地域の自殺の状況を分析し、必要な施策に取り組みます。また、県と連携して、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めます。



洲本市の自殺の現状

(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

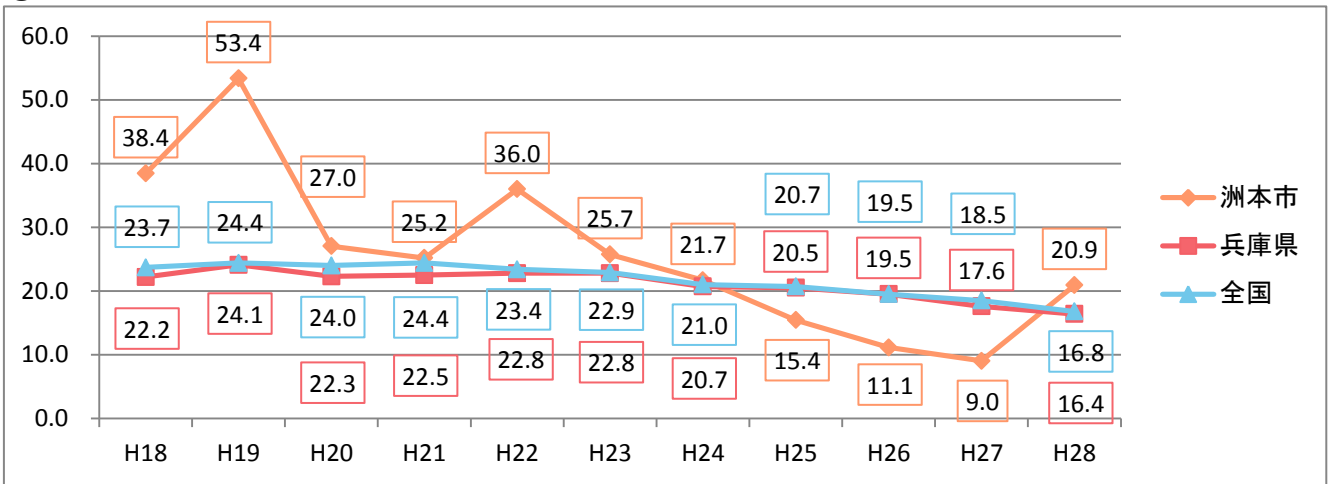
自殺者数は、平成19年の26人をピークに全国平均よりも高い状態が続きながら減少傾向にありました。自殺死亡率の推移については、平成25年以降は全国平均よりも低くなっていましたが、平成28年には再び増加しており、今後の動向に注意する必要があります。

① 本市の自殺者数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
男	15人	15人	8人	6人	12人	10人	5人	5人	5人	3人	7人
女	4人	11人	5人	6人	5人	2人	5人	2人	0人	1人	2人
総数	19人	26人	13人	12人	17人	12人	10人	7人	5人	4人	9人

出典：厚生労働省・人口動態統計より

② 自殺死亡率の推移

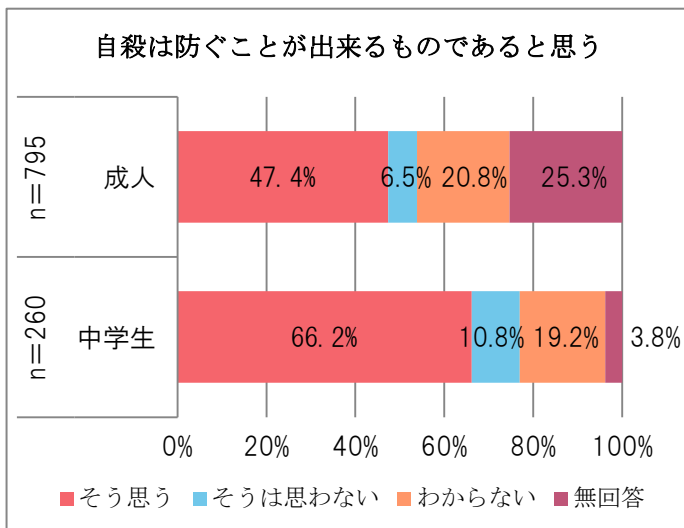


出典：厚生労働省・人口動態統計より

(2) 自殺対策に関するアンケート結果

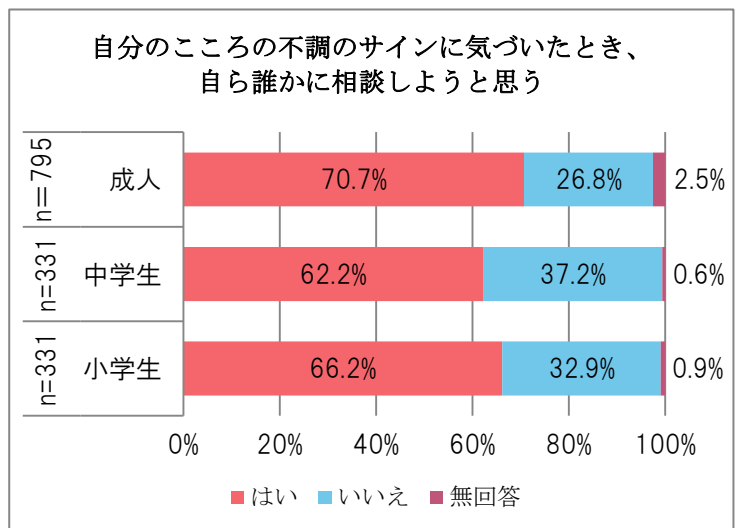
平成29年5月から6月にかけて、市民のこころの健康に関する意識と実態を把握し、本市の施策の基礎資料とするため、無記名のアンケート調査を実施しました。

① 自殺に対する考え方について



② こころの健康について

注：nは回答者数を指す。



主な相談窓口（平成31年3月末現在）

●健康面（からだやこころの不調）や妊娠・出産・子育てで悩んでいるとき

相談機関名	電話番号	FAX 番号	開設日時
洲本市健康増進課	(0799) 22-3337	(0799) 24-2210	平日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

●経済的に悩んでいるとき

相談機関名	電話番号	FAX 番号	開設日時
洲本市消費生活センター	(0799) 22-2580	(0799) 23-0974	平日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
洲本市福祉課保護係	(0799) 22-3332	(0799) 22-1690	平日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

●高齢者や介護のことで悩んでいるとき

相談機関名	電話番号	FAX 番号	開設日時
洲本市介護福祉課 （地域包括支援センター）	(0799) 26-3120 ※電話は24時間対応	(0799) 26-0552	平日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

●障害のことで悩んでいるとき

相談機関名	電話番号	FAX 番号	開設日時
洲本市福祉課障害福祉係	(0799) 22-3332	(0799) 22-1690	平日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

●18歳未満の子どものことで悩んでいるとき（学校関係の悩みや不登校など）

相談機関名	電話番号	FAX 番号	開設日時
洲本市教育委員会 学校教育課	(0799) 22-6266	(0799) 26-1510	平日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
洲本市立青少年センター	(0799) 22-4547	—	平日（祝日・年末年始を除く） 9：00～16：30

●DV（夫や妻からの暴力）など家庭問題で悩んでいるとき

相談機関名	電話番号	FAX 番号	開設日時
洲本市子ども子育て課	(0799) 22-1333	(0799) 22-1690	平日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15



洲本市自殺0（ゼロ）実現計画 概要版

平成31（2019）年3月

編集・発行：洲本市健康福祉部 健康増進課

〒656-0027 洲本市港2番26号 健康福祉館（みなと元気館）内

TEL (0799) 22-3337 FAX (0799) 24-2210